

# 熊本県管理型最終処分場立地交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、熊本県内における産業廃棄物管理型最終処分場の立地促進を図るため、当該処分場が所在する市町村（以下「交付対象市町村」という。）に対して、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象市町村の要件)

第2条 交付金の交付対象市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項の許可及び第15条第1項の許可を受けて設置する同法施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場（交付金の交付申請日時点で現に供用されており、専ら特定の事業者が排出する産業廃棄物処理する施設ではないものに限る。以下「管理型最終処分場」という。）が所在する市町村であって、この要項の施行日以後に、新設された管理型最終処分場の所在する市町村又は法第15条の2の5第1項の許可を得て、この要項の施行日以後に、埋立処分の用に供する場所の埋立容量が増設された管理型最終処分場の所在する市町村とする。

(交付対象事業)

第3条 補助事業は、交付対象市町村の区域内において交付対象市町村が実施する次の各号に掲げる事業とする。ただし、当該年度において熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金の補助対象事業として採択された事業を除く。

- (1) 管理型最終処分場の円滑な設置に資するための事業
- (2) 管理型最終処分場の設置に伴うものとして知事が必要と認める事業

(交付対象経費及び基金の取扱い)

第4条 交付対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 交付対象事業の実施に要する経費
- (2) 交付対象事業経費に充てるための基金の造成に係る経費

2 前項第2号に規定する基金を造成する場合は、交付対象市町村において基金造成計画書を作成するものとし、当該基金を処分することができる期間は基金造成年度の翌年度から5年以内とする。

3 造成した基金の運用による利息収入は、第1項各号の経費に充当するものとする。

(交付期間及び交付金の額)

第5条 交付金の交付期間は、原則として、新設され、又は増設された管理型最終処分場が供用を開始し、第1回目の交付を決定した日を含む年度から起算して5年度以内の期間とする。

2 交付金の交付総額は、1億円とする。

ただし、管理型最終処分場の新設又は増設した埋立容量が10万 $\text{m}^3$ 未満の場合は、次の算式により得られた額とする。

1億円×管理型最終処分場の新設又は増設した埋立容量( $\text{m}^3$ )／10万 $\text{m}^3$

3 交付期間中の各年度において交付する交付金の額は、交付総額に5分の1を乗じた額を標準とする。

(交付金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めのあるものについては、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 基金造成計画書(基金を造成する場合に限る。)
- (3) 収支予算書(抜粋)又は予算計上確約書
- (4) 実施設計書(工事を施工する場合に限る。)
- (5) 工程表又はスケジュール表
- (6) 事業の実施箇所を示す位置図
- (7) 事業の実施箇所の平面図(工事を施工する場合に限る。)
- (8) 現況写真等参考資料(工事を施工する場合に限る。)
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限及び提出部数は、知事が別に定める。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による交付金の交付決定の通知は、交付金交付決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(交付対象事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の交付対象事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費の配分で20%を超える増減
- (2) 交付対象事業の内容の変更(工事の施工に係る実施箇所、構造、規模、工法等の変更及びソフト事業に係る実施箇所、実施回数、規模等の変更)
- (3) 交付対象事業経費に充てるための基金の造成に係る経費の20%を超える増減

2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書は別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による交付対象事業の内容等の変更の決定通知は、交付金の額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、交付金の額に変更を生じないときは、変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を

受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要があると認めて指示した場合に行うものとする。

2 前項の状況報告は、別記第8号様式により行うものとし、その提出部数は2部（熊本市が提出するものについては1部）とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めのあるものについては、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 事業実績書（別記第10号様式）
- 二 収支精算書（別記第11号様式）
- 三 出来高設計書（工事を施工した場合に限る。）
- 四 契約書の写し又は支出を証する書類
- 五 しゅん工検査復命書の写し（工事を施工した場合に限る。）
- 六 しゅん工写真（工事を施工した場合に限る。）
- 七 その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金申請年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日とし、その提出部数は2部（熊本市が提出するものについては1部）とする。

(基金の処分に係る報告)

第12条 第4条第2項の基金を造成した場合は、当該基金の造成状況等について毎年度、別記第12号様式により報告を行うものとする。

2 前項の報告書の添付書類は、前条第2項各号に掲げる書類とする。

3 第1項の報告書の提出期限は、当該基金の処分期間中の各年度の翌年度4月10日までとする。

(交付金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による交付金の額の確定通知は、別記第13号様式により行うものとする。

(交付金の請求等)

第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記第14号様式によるものとする。

2 交付金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、別記第15号様式によるものとし、その添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 契約書の写し又は支出を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第15条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管期間)

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(書類の経由)

第17条 規則又はこの要項に基づき知事に提出する書類（熊本市が提出するものを除く。）は、所轄保健所長を経由しなければならない。

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 知事は、熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）附則5に基づいて同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じた場合は、この要項についても検討を加えるものとする。
- 2 この要項は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

- 1 知事は、熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）附則第6項の規定に基づいて同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じた場合は、要項についても検討を加えるものとする。
- 2 この要項は、平成22年3月31日から施行する。
- 3 法第14条第6項の許可及び第15条第1項の許可を平成22年3月31日までに受けた管理型最終処分場が供用開始する場合、所在する市町村への交付金の交付に係る交付期間及び交付金の額は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和元年（2019年）8月9日から施行する。



市町村の長 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 印

熊本県管理型最終処分場立地交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県管理型最終処分場立地交付金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて、金円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額の内訳 (単位：千円)

番 号	事 業 名	交付決定額
	合 計	

2 交付の条件

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。



市町村の長 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 印

熊本県管理型最終処分場立地交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて熊本県管理型最終処分場立地交付金 円を交付することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 変更交付決定額の内訳

（単位：千円）

番 号	事 業 名	変更交付決定額
	合 計	

2 交付の条件

- ① 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- ② 事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第7号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

市町村の長 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 印

熊本県管理型最終処分場立地交付金計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

市町村の長 印

熊本県管理型最終処分場立地交付金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 事業の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び熊本県管理型最終処分場立地交付金交付要項第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業名	総事業費 (千円)	着工 年月日	完了予定 年月日	進捗率 月 日現在	備考

(注) 事業実施上の問題点があれば、備考欄に記入欄する。

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

市町村の長 印

熊本県管理型最終処分場立地交付金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 事業を実施した  
ので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県管理型最終処分場立地交付金交付要項第  
11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

1 事業完了年月日 年 月 日

2 事業別実績額（総括）表 (単位：千円)

番 号	事 業 名	総事業費	交付申請額
合	計		

3 添付書類

- ① 事業実績書（別記第10号様式）
- ② 出来高設計書（工事を施工した場合に限る。）
- ③ 契約書の写し又は支出を証する書類
- ④ しゅん工検査復命書の写し（工事を施工した場合に限る。）
- ⑤ しゅん工写真（工事を施工した場合に限る。）
- ⑥ その他参考資料

# 事 業 実 績 書

市町村名 \_\_\_\_\_

番号	事業名		
事業完了日		年 月 日	
事業内容			
事業効果			
財源内訳（千円）		立地交付金（基金）	
		一般財源	
		その他財源	
		合 計	

- （注） 1 この表は、各事業ごとに作成すること。  
 2 申請時の数値等を上段に（ ）書きで記入すること。

## 収 支 精 算 書

事業名：

### 1 収入

（単位：千円）

科 目	予算額	精算額	増 減	摘 要
合 計				

### 2 支出

（単位：千円）

科 目	予算額	精算額	増 減	摘 要
合 計				

（注）この表は、各事業ごとに作成すること。

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

市町村の長 印

熊本県管理型最終処分場立地交付金基金造成等実績報告書

熊本県管理型最終処分場立地交付金交付要項第12条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

1 基金造成等

(1) 基金造成年度

(2) 基金造成完了予定年度

年度

(3) 基金を利用した事業の完了予定年度

年度

(注) 基金造成年度記載例

・ ○○年度～○○年度

・ ○○年度及び○○年度～○○年度

2 基金造成・処分実績表

(単位：千円)

		前年度まで (累計)	本年度実績	合 計
基金 財 源	基金残高(期首)			
	立地交付金			
	一般財源			
	利息収入			
	合 計 (A)			
支出額 (B)				
基金残高(期末) (A - B)				

別記第13号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

市町村の長 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 印

熊本県管理型最終処分場立地交付金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました熊本県管理型最終処分場立地交付金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- |   |       |   |    |
|---|-------|---|----|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 千円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 千円 |

別記第14号様式（第14条関係）

熊本県管理型最終処分場立地交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県管理型最終処分場立地交付金として下記の額を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第16条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 千円

年 月 日

市町村の長 印

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

別記第15号様式（第14条関係）

熊本県管理型最終処分場立地交付金概算払（前金払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった熊本県管理型最終処分場立地交付金のうち、下記の額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県管理型最終処分場立地交付金交付要項第14条第2項の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 千円

年 月 日

市町村の長 印

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

添付書類

- 1 契約書の写し又は支出を証明する書類
- 2 その他参考資料